六、消却する優先出資の口数又はその計算方法
減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。
七、消却の方法
優先出資一口につき金一円での有償消却とする。
各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。
八、消却に要する金額又はその計算方法
消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。
九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
全ての優先出資。
平成二十七年六月五日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
特定目的会社ＫＩＷＩフォー
取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十七年六月二十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。
一、優先資本金の額の減少をする目的
初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。
二、優先資本金の額の減少をする要件
特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。
三、優先資本金の額の減少をする時期
取締役が適切と判断する時期。
四、減少する優先資本金の額又はその計算方法
減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。
五、消却する優先出資の種類
全ての優先出資。
六、消却する優先出資の口数又はその計算方法
減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。
七、消却の方法
優先出資一口につき金一円での有償消却とする。
各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。
八、消却に要する金額又はその計算方法
消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。
九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
全ての優先出資。
平成二十七年六月五日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
特定目的会社ＫＩＷＩシックス
取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十七年六月二十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。
一、優先資本金の額の減少をする目的
初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。
二、優先資本金の額の減少をする要件
特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。
三、優先資本金の額の減少をする時期
取締役が適切と判断する時期。
四、減少する優先資本金の額又はその計算方法
減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。
五、消却する優先出資の種類
全ての優先出資。
六、消却する優先出資の口数又はその計算方法
減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。
七、消却の方法
優先出資一口につき金一円での有償消却とする。
各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。
八、消却に要する金額又はその計算方法
消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。
九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
全ての優先出資。
平成二十七年六月五日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
特定目的会社ＫＩＷＩセブン
取締役　山﨑　亮雄

訂正公告

平成二十七年五月二十九日（号外第一二二号）掲載の第一期決算公告（枠組）中、「資本準備金　302,474」とあるは、「資本準備金　302,474」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月五日
千葉県浦安市北栄一丁目一六番三号
株式会社ダイニチホールディングス
代表取締役　六井　元一

訂正公告

平成二十七年五月二十八日（号外第一一九号）掲載の解散公告中、住所「鹿児島市上福元町五九二〇番地一」とあるは「鹿児島市上福元町五九二〇番地一」の誤りにつき訂正します。
平成二十七年六月五日
鹿児島市上福元町五九二〇番地一
有限会社お菓子のタナベ
清算人　尾之上　玲

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年一月十六日（号外第九号）国土交通省告示第三十五号（土砂災害防止対策基本指針）（原稿誤り）				
五九四	〃	〃	六を活用し	情報を共有するの活用により
六〇一	〃	二三	書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールを送信する方法により	を作成する
六〇一	〃	二三	令第八条に規定する状況が認められない場合、応急対策工事の進捗等により、令第八条に規定する状況が認められない場合又は土砂災害の発生の危険性が令第八条に規定する状況が生じる以前と同等と認められる	等により、居室を有する建築物への被害のおそれがないと認められる場合等、重大な土砂災害の危険がないこと又はその危険が急迫した状況にないことが確認できる
六〇二	〃	二九～二二（終りから）	二〇する	周知するものと周知する
〃	〃	一九	時期	時機

平成二十七年三月二十日（号外第六十二号）四国地方整備局告示第三十四号（道路に関する件）（原稿誤り）
八二ページ上段変更前後別欄中「B」は「B・C」の、敷地の幅員欄中「四七・五八」は「一八・二五」の、延長欄中「〇・二九九」は「二・五七七」の、備考欄中「A及びB」は「A・B及びC」のそれぞれ誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　六月五日付第一二七号六四ページ
◉官報郵送料のお知らせ　五月分（月極一部当り）の郵送料一、七〇〇円
ページ●同日付政府調達第一〇四号四八ページ
発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）